

令和6年度消費者月間記念講演会

「だましの手口と だまされる心理」

～デジタル時代に求められる消費者力とは～

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、そのスピードがかつてなく早まる中、私たち消費者を取り巻くサービス、コミュニケーションも大きく変化し、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。

このようなデジタル時代において、私たち消費者が安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものでしょうか。

賢い消費者になるために、実際のだましの手口を知り、また、だまされる心理を学んで、「消費者力」を高めましょう。

日時

令和6年5月19日(日)
13:30～15:30(開場12:30)

入場
無料

事前申込必要

場所

三重県総合文化センター「フレンテみえ」
1階 多目的ホール (津市一身田上津部田1234)

定員

250名【申し込み先着順】

1グループ4名まで受付ます。

(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

4/1(月)受付開始 5/10(金)受付締切

STAGE EVENT

ステージイベント

三重県警察
音楽隊による
演奏があります。



同時開催

「みえ・くらしのネットワーク」会員による展示

講師

にしだ きみあき
西田 公昭さん

立正大学心理学部対人・社会心理学科教授



身に覚えのない請求は
連絡せずに断固無視!

三重県消費生活センター
啓発キャラクター
ダンコムシ

申し込み・お問合せ先

知るぽると

三重県金融広報委員会

三重県金融広報委員会

〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階

TEL059-246-9002(受付時間/平日8:30～17:15)

主催/三重県、三重県金融広報委員会 後援/金融広報中央委員会

申し込み
方法は裏面

開演 13:30 主催者挨拶

ステージイベント

警察音楽隊による演奏

〈 休 憩 〉

14:05

講演会

「だましの手口とだまされる心理」
～デジタル時代に求められる消費者力とは～

講師 立正大学心理学部対人・社会心理学教授 西田公昭さん

閉演 15:30



講師プロフィール

にしだ きみあき
立正大学心理学部対人・社会心理学教授 西田 公昭さん

1984年 関西大学社会学部を卒業。1989年 関西大学大学院社会学研究科博士課程を単位取得退学。1997年 博士(社会学)を取得、静岡県立大学看護学部講師となり、講師、准教授を歴任し2011年から立正大学心理学部対人・社会心理学教授、2012年に立正大学大学院心理学研究科対人・社会心理学専攻教授を兼務。2023年より日本社会心理学会々長。

著書に「だましの手口:知らないと損する心の法則」(PHP新書)、「なぜ、人は操られ支配されるのか」(さくら舎)その他多数。「オウム真理教の犯罪行動についての社会心理学的研究」で2000年に日本社会心理学会研究優秀賞などを受賞。また、NHKテレビ「視点論点」「クローズアップ現代」「あさイチ」、日本テレビ「世界一受けたい授業」「カズレーザーと学ぶ」などにも出演。消費者庁、警察庁など他行政機関にも多数協力。



三重県警察音楽隊 音のかけ橋

三重県警察音楽隊は、「県民の皆さんと警察を結ぶ音のかけ橋」として音楽演奏を通じて、誰にでもわかりやすく伝わりやすい効果的な広報啓発活動を展開し、県民の皆さんの安全・安心の実現を図るとともに、愛される音楽隊を目指して活動しています。

▶申し込み方法

右のQRコードから三重県金融広報
委員会のホームページへアクセス、
または下記のお問合せ先まで
お電話してお申し込みください。



ホームページ
QRコード

【受付開始】4月1日(月)10:00【締切】5月10日(金)17:00

①～④の項目にお答えください

- ① 氏名
- ② 参加人数(1グループ4名まで)
- ③ 電話番号(平日昼間に連絡可能な番号)
- ④ メールアドレス(ホームページからお申込みの方)

・申し込み受付は先着順です。(定員となり次第、締切)ホームページから
申し込まれた方には受信確認メールを送信します。

・当日、発熱等の体調不良がある方は参加をご遠慮ください。

(お預かりした個人情報は、本講演会に関すること以外には使用することはありません。)

会場内 三重県総合文化センター
「フレンテみえ」1階 多目的ホール



申し込み お問合せ先 **知るぽると** 三重県金融広報委員会 〒514-0004 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階
TEL.059-246-9002 (受付時間/平日8:30～17:15)

消費者月間とは

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

消費者月間には消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行っています。

消費者月間統一テーマ「デジタル時代に求められる消費者力とは」